

08
2017

iシェアーズ 月次ETF*資金流入レポート

ETFは世界中で6,206銘柄以上が上場され、機関投資家・個人投資家の双方に活用されており、その規模は4.2兆ドル（約467兆円）を超えています。

ETFは株式市場で株式のように取引される一方で、上場「投資信託」であり、投資信託としての資金の出入りが日々発生**しています。世界中で様々な投資家が利用しているETFの資金流入は、世界の投資家の動向を探る上でも有用な情報になると考えられます。

当レポートでは、世界のETFの資金流入の状況をまとめ、それらから見てくる世界の投資家動向についてご紹介していきます。

*ETF(Exchange Traded Fund)のほか、ETN(Exchange Traded Note)、ETC(Exchange Traded Commodity)、ETI(Exchange Traded Instrument)等の上場金融商品を含みます。

**ETF独自の「設定／交換」と呼ばれる現物バスケットと受益権の受け渡しによりETFへの資金流入が発生します。（すべてのETFが現物での設定／交換を行うわけではありません）

2017年7月のETF資金流入

7月のETFの資金流入額は396億ドルとなり、年初来からは3,715億ドルと、既に昨年の年間流入額の3,787億ドルに迫る勢いです。

債券ETF全体の資金流入は137億ドル、年初来の流入は1,015億ドルとなりました。債券ETFへの流入傾向は継続しており、ETF市場全体の成長を力強く牽引しています。

投資適格社債ETFは48億ドルの資金流入と、昨年のもメンタムを継続（次項参照）、ハイールド社債は2ヶ月振りに流入に反転し27億ドルの資金流入に回復、昨年12月以来の大きな流入となりました。今年上半期に新たな流入記録を記録し、4-6月は月平均25億ドルの流入を観測した新興国債券ETFは0.6億ドルの流入に減速しました。

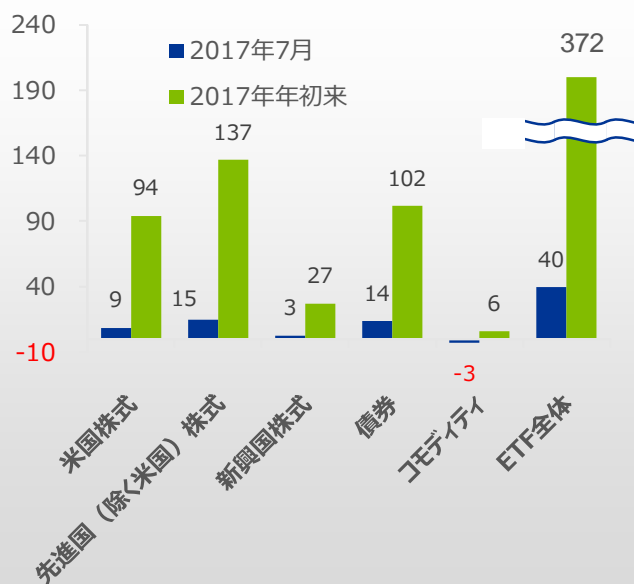
株式ETFは258億ドルの流入となり、年初来からの資金流入額は2,578億ドルと、過去を上回るペースで推移しました。

株式ETFカテゴリーは今月も米国以外の株式に牽引されました。欧州全域、日本、米国を除く先進国、新興国全域やグローバルETFに強い資金流入が見られました。

欧州全域型ETFは5ヶ月連続同水準の40億ドルの流入、新興国全域型ETFは33億ドル、米国を除く先進国株式ETFは33億ドル(過去8ヶ月は平均50億ドル)となりました。

金や原油を含むコモディティETFは27億ドルの流出でした。

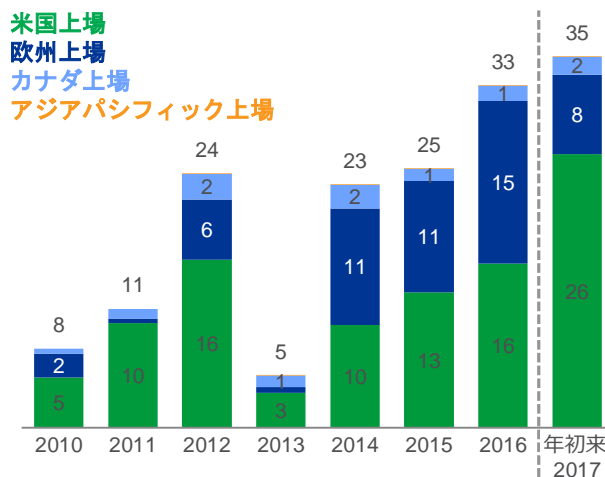
【世界のETFの資金流入（十億ドル）】



出所：「BlackRock Global ETP July 2017」

ETFから見る世界の投資家動向

【投資適格社債ETFの年間資金流入動向（単位：10億ドル）】



出所：「BlackRock Global ETP Landscape July 2017」

投資適格社債ETFは、年初来の資金流入額が354億ドルと、2013年の連邦準備制度によるテーパリング（量的金融緩和の縮小）発表翌年のリバウンド以降、3年連続で過去の記録を更新しています。当該カテゴリーにおける動向について、ブラックロックは次のように見えています。

- 2010年の年初以来、投資適格社債ETFの年間成長率は平均28%と、他の債券ETFの21%を大幅に上回っています。その資金流入はブロード型欧州株式ETFやブロード型新興国株式ETFを上回っています。
- 年初来からの米国上場の投資適格社債ETFへの資金流入は全て米ドル建ての商品に集まっており、その流入額は261億ドルとなりました。
- 年初来からの欧州上場の投資適格社債ETFへの資金流入は昨年より歴史的なペースより落ち着いている一方、米ドル建ての投資適格社債ETFの月間の資金流入額は新記録となりました。ユーロ建ての同商品の流入の減速を、米ドル建ての投資適格社債ETFの資金流入が打ち消しています。

ETFの主な投資リスクについて

ETFは投資元本および投資元本からの収益の確保が保証されているものではありません。連動を目標とする指数、組入れ有価証券の価格変動、金利及び外国為替の変動等の要因によりETFの価格は変動することから、投資者は損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

ETFの価格が変動する要因や変動の大きさは、各商品及び各商品が連動を目標とする指数等により異なります。満期到来、償還、繰上げ償還、転換などによってファンドの利回りの低下を招く場合があります。特定の地域や分野に特化した投資では、一般に変動が大きくなります。

手数料、費用等について

【売買時の手数料】 当ETFを売買する際の手数料は取扱い金融商品取引業者（証券会社）等によって定められます。詳しくは取扱会社までお問い合わせください。【保有時の費用】 当ETFの保有期間中は運用管理費用等を間接的にご負担いただけます。保有時の費用の率（総経費率）は個別のETF/JDR毎によって異なり、また運用状況や保有期間等に応じて異なることからその上限額を示すことはできません。詳細は取扱い金融商品取引業者（証券会社）にてご確認ください。またiシェアーズのウェブサイト（<http://www.blackrock.com/jp/ishares>）にて当ETFに関する情報を開示しております。

ブラックロック・ジャパン株式会社

ETF事業部 TEL 03-6703-4110（部代表） www.blackrock.com/jp/ishares

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第375号

加入協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 投資信託協会、日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

BLACKROCK®

当資料は情報提供を目的として作成されたものであり、特定の金融商品取引の勧誘を目的とするものではありません。当資料は当社が信頼できると判断した資料・データ等により作成しましたが、その正確性および完全性について保証するものではありません。また、当資料中の各種情報は過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではなく、当資料を利用したことによって生じた損失等について、弊社はその責任を負うものではありません。さらに、本資料に記載された市況や見通しは作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。 EII0817J-247289-744288